

人権についての電話による相談窓口（平日のみ）

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題

熊本県人権センター ☎ 384-5822

午前9時～正午と午後1時～4時

法律問題、人権問題、人権侵害への救済について

みんなの人権 110 番 ☎ 0570-003-110

午前8時30分～午後5時15分

女性の人権

女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810

午前8時30分～午後5時15分

障がい者の人権および権利擁護

障がい者 110 番 ☎ 354-4110 午後1時～5時

子どもの人権

子どもの人権 110 番 ☎ 0120-007-110

午前8時30分～午後5時15分

いじめについて

益城町いじめ電話相談 ☎ 286-1770

午前8時30分～午後5時15分

さまざまな人権問題

益城町福祉課人権対策係 ☎ 286-3115

午前8時30分～午後5時15分

MASHIKI TOWN
結婚対策協議会
クローバーましき
ニュース
For Good Marriage

Vol.53

～婚活～

お手伝いします！

結婚対策協議会（クローバーましき）では、登録者を随時受け付けています。初婚・再婚は問いません。年齢制限もありません。興味のある人は、お気軽にご相談ください。

対象者

女性：独身の人

男性：町内在住か在勤で独身の人

登録期間 申込日から2年間

登録料 無料

登録申請の窓口

・平日（午前9時～午後5時）

総務課男女共同参画係

・休日／夜間

mirai-baco（みらいばこ）

申し込み方法など、詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

☎ 益城町結婚対策協議会（総務課 男女協働参画係）

☎ 286-6665 FAX 286-4523

✉ danjyo@town.mashiki.lg.jp

人権教育シリーズ

益城町教育委員会

Vol.483

今こそお互いの人権を守りましょう

新型コロナウイルス感染症は、その感染への強い不安や恐れから、感染者やその家族、濃厚接触者などに対する不当な差別やいじめなどの人権侵害を増大させるという大きな問題を生んでいます。

新型コロナウイルスには、「3つの感染症」という顔があります。第1は、「病気」の感染です。第2は、「不安」の感染です。そして第3が、「差別」の感染です。ではなぜ、「差別」は生まれるのでしょうか？

不安や恐れは、人間の生き延びようとする本能を刺激します。例えば、「感染した人や関わる人を遠ざけたり、差別したりする」、「不確かな情報に踊らされ、その情報を拡散する」などです。また、自らの感染が疑われる場合は、「自分自身が差別や嫌がらせの対象となる」や「周りに迷惑をかける」などの考えから、検査や受診をためらうことなどがあります。差別は不安とともに、うわさ話やSNSなどで急速に拡散され、人と人との信頼関係や社会のつながりを壊しかねません。

どうして、このようなことが起こるのでしょうか。それは、差別の根っこの部分に、誤った情報による思い込みや偏見があるからです。誰もが人を差別することは、よくないことと理解しているつもりでいます。そして、自分に思い込みや偏見があることに気づかず、人を差別したり傷つけたりしている場合があります。

不当な差別やいじめなどの人権侵害を減少させるためには、正しい知識と偏見を見抜く力「人権感覚」を身につけ、世間のうわさに惑わされず、差別を許さないという考えを持つことが大事です。

そして、その考えを日常生活の中で一人一人が行動に移すことにより、お互いの人権が大切にされる町にしていきたいものです。

※参考：「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう」日本赤十字社